

香川県条例第6号

香川県自然海浜保全条例の一部を改正する条例

香川県自然海浜保全条例（昭和55年香川県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(自然海浜保全地区の指定等)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) <u>水際線付近又はその水深がおおむね20メートルを超えない海域において砂浜、干潟、岩礁その他これらに類する自然(以下この号において「砂浜等」という。)の状態が維持されているもの(損なわれた砂浜等が再生され、又は砂浜等が新たに創出されたものを含む。)</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2～9 略</p>	<p>(自然海浜保全地区の指定等)</p> <p>第4条 知事は、瀬戸内海（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第2条第1項に規定する瀬戸内海をいう。）の海浜地及びこれに面する海面のうち、次の各号に該当する区域を自然海浜保全地区として指定することができる。</p> <p>(1) 水際線付近において砂浜、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されているもの</p> <p>(2) 海水浴、潮干狩りその他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められるもの</p> <p>2～9 略</p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。